

(任意様式)

## 建築物調査報告書

年 月 日

(調査依頼者)

様

調査者氏名

印

建築士資格

建築士

登録 第

号

建築士事務所名

事務所登録

建築士事務所

知事登録 第

号

事務所所在地

既存建築物の敷地、構造、建築設備及び用途について、          年           月           日時点の建築基準関係規定への適合性を確認するために現地を調査した結果を下記のとおり報告します。

記

### 1 調査対象敷地概要

地名地番					
敷地面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%	容積率	%
主要用途					

### 2 調査対象建築物概要（複数棟ある場合は棟ごとに記入）

	1		
構造	造		
階数	地上 階 地下 階		
建築面積	m <sup>2</sup>		
延べ面積	m <sup>2</sup>		
用途			
工事履歴			

### 3 調査結果（          年           月           日時点の建築基準関係規定への適合性）

1	建築基準法第 43 条の規定	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり
	内容（支障ありの場合に記入）	
	備考	
2	上記以外の建築基準関係規定	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり
	内容（支障ありの場合に記入）	
	備考	

### 4 添付図書

(1) 附近見取図	(5) 床面積求積図
(2) 配置図	(6) 各階平面図
(3) 敷地面積求積図	(7) 2面以上の断面図又は立面図
(4) 建築面積求積図	(8) その他図面、資料（調査結果が支障ありの場合に適宜添付）

(注記)

将来、この敷地において、今回報告した建築物の全部又は一部を残したまま、建築行為（新築、増築、改築、移転）をしようとする際には、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告が別途必要になる場合があります。

その際には、事前に高知県土木部建築指導課と相談して確認してください。

〇年 〇月 〇日

(調査依頼者) 〇〇 〇〇 様

調査者氏名 〇〇 〇〇 印  
建築士資格 一級建築士 大臣登録 第 0000000 号  
建築士事務所名 〇〇設計事務所  
事務所登録 一級建築士事務所 高知県知事登録 第 0000 号  
事務所所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

既存建築物の敷地、構造、建築設備及び用途について、〇〇年〇月〇日時点の建築基準関係規定への適合性を確認するために現地を調査した結果を下記のとおり報告します。

記

1 調査対象敷地概要

地名地番	〇〇市〇〇町〇〇				
敷地面積	123.45 m <sup>2</sup>	建蔽率	60%	容積率	200%
主要用途	一戸建ての住宅				

2 調査対象建築物概要 (複数棟ある場合は棟ごとに記入)

	1	2	
構造	木造	木造	
階数	地上 2 階 地下 0 階	地上 1 階 地下 0 階	
建築面積	75.00 m <sup>2</sup>	15.00 m <sup>2</sup>	
延べ面積	125.00 m <sup>2</sup>	15.00 m <sup>2</sup>	
用途	住居	物置	
工事履歴	〇年新築 〇年増築	〇年新築	

3 調査結果 (〇〇年〇月〇日時点の建築基準関係規定への適合性)

1	建築基準法第 43 条の規定	<input type="checkbox"/> 支障なし <input checked="" type="checkbox"/> 支障あり
	内容 (支障ありの場合に記入)	敷地が建築基準法上の道路に接していません。
	備考	現行建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可における省令基準第〇号に該当していると思われます。
2	上記以外の建築基準関係規定	<input checked="" type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり
	内容 (支障ありの場合に記入)	
	備考	

この記入例にあるような事例の場合は、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の事前協議が必要とされる書類 (現場写真含む) を「(8) のその他図面、資料」として添付してください。

4 添付図書

(1) 附近見取図	(5) 床面積求積図
(2) 配置図	(6) 各階平面図
(3) 敷地面積求積図	(7) 2 面以上の断面図又は立面図
(4) 建築面積求積図	(8) その他図面、資料 (調査結果が支障ありの場合に適宜添付)

(注記)

将来、この敷地において、今回報告した建築物の全部又は一部を残したまま、建築行為 (新築、増築、改築、移転) をしようとする際には、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告が別途必要になる場合があります。その際には、事前に高知県土木部建築指導課と相談して確認してください。